

各都道府県・各保健所設置市自動車リサイクル法主管課室 宛

経済産業省製造産業局自動車課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る立入検査の指針について

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第78号。以下「法」という。）の施行により、使用済自動車のリサイクルに関し、再資源化等預託金の預託義務、関連事業者における引取・引渡義務、再資源化義務、電子情報による移動報告義務等が課せられることとなった。

法の適正な運用を確保するためには、法第131条第1項に基づく立入検査を公正かつ効率的に行う必要があることから、下記の点に留意し、関連事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に対する立入検査及び指導の強化を図られたい。

記

第7 立入検査（法第131条）

7-1. 趣旨

使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品産業廃棄物の適正な引取り、引渡し及び再資源化を確保するため、都道府県知事は、その職員に、関連事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させるとしたものである。

これに対する立入検査拒否、妨害及び忌避については罰則が適用されるなど法的効果を伴う処分であることから、これを積極的に活用されたいこと。

7-2. 要件

7-2-1. 留意事項

都道府県知事は、この法律の施行に必要な限りは、その職員に、関連事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫のいずれに対しても必要な立入検査を行わせることができること。また、「その他の物件」には、各種設備、施設（運搬車両を含む）の他、使用済自動車等の保管場所も含まれること。

なお、法第121条の規定により、使用済自動車、解体自動車（全部利用者に引き渡されたものを除く。）及び特定再資源化等物品については、これらを廃棄物とみなして廃棄物処理法が適用されることから、これらについて収集運搬基準（保管基準を含む）、処分基準、委託基準等に違反している場合、不法投棄がなされた場合、それらのおそれがある場合等廃棄物処理法の違反又はそのおそれがある場合においては、廃棄物処理法第19条第1項に基づく立入検査も併せて実施されたい。また、関連事業者が「中古車」と称して使用済自動車等を保管基準に違反して保管している場合又はそのおそれがある場合等についても、廃棄物処理法第19条第1項においては「廃棄物の疑いのあるもの」の立入検査をも行えることから、これを積極的に活用されたいこと。使用済自動車、解体自動車（全部利用者に引き渡されたものを除く。）又は特定再資源化等物品を無許可で扱っている事業者に対しても、同項の規定により立入検査を行って差し支えなく、これらの者の「事業場」には、無許可業者による不法投棄の現場や無許可設置施設も含まれること。また、不法投棄の疑いが相当程度確実に予想される場合において、生活環境の保全を確保するため立入検査を実施する必要性が認められる場合には、当該土地は無許可処分業者の事業場又は無許可設置施設に該当し得ることから法第19条第1項を根拠に立ち入り、必要な検査を行って差し支えないこと。

7-2-2. 他自治体との関係

都道府県知事はその職員に、立入検査を行わせることのできる関連事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫は、当該都道府県の区域内にあるものに限られないこと。また、使用済自動車等の保管場所が当該都道府県の区域外にある場合において、当該保管場所のある都道府県知事も、その職員に立入検査を行わせることができること。なお、他の都道府県の区域内にある事務所等に立ち入る場合、他の都道府県が登録又は許可を行った関連事業者の保管場所等に立ち入る場合は、当該都道府県と事前に十分協議されたいこと。

7-2-3. 立入検査拒否等への対処

立入検査の権限は、立入検査拒否、妨害及び忌避について罰則を設け、刑罰による間接強制によって担保する趣旨であることに照らし、相手方が拒否した場合にその抵抗を排除してまで実施することは許されないが、刑罰による間接強制により適正、円滑な立入検査の実施を確保するとする法の趣旨に照らし、この場合においては、立入検査を拒否した事実を明らかにして告発を行われたいこと。なお、検査を積極的に拒否する場合でなくとも、実質的に立入検査ができない状態を積極的に生じさせるなど実質的に拒否又は忌避に該当すると判断される場合には、前記同様告発をもって対応されたいこと。